

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 31

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	③ 市民と行政の情報の共有	
取組業務	公共情報の発信		所管課	協働推進課（企画財政課）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、不審者情報その他行政が市民に対する公共情報について、当該情報の種類によって、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話を含めた適切な伝達メディアにより速く、広く伝達するという仕組みを構築する。 ・携帯電話の場合は、個人が必要とする情報のカテゴリーを選択できるようにする。 <p><年度ごとの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 検討 ・平成24年度 調査、研究 ・平成25年度 導入 ・平成26年度以降 周知 			
効果見込	現在の防災ほっとメールや学校における不審者情報は、それぞれの管轄部署で推進をしているところであるが、他の公共情報についても現在の伝達メディアだけではなく、ニーズに合った情報が迅速に個人の携帯電話へ送付されることにより、地域の安心・安全・まちづくりなどの発展に寄与する。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	検討	・情報提供のために利用している同種のメール配信サービス及びその目的や形態を整理し、統合の可能性と有効性について検討した。	・情報提供の目的及び内容によるサービスの統合を行うことが有効であることが確認できた。	—
H24	調査研究	・公共情報のメール配信について、特に携帯電話へのメール配信において、学校の緊急メール情報サービスを除く、防災情報やイベント情報のメール配信サービスの統合について調査研究を行った。 ・ニーズに合った情報を迅速に伝達するための情報の分類等について関係各課と協議調整を行った。 ・公共情報メール配信システムの仕様書（案）を作成し平成25年度の導入・実施に向けた準備を整えることができた。	・情報提供の目的及び内容によるサービスの統合と防災行政無線や緊急速報メールとの連携が可能となるメール配信システムサービスを平成25年度中に提供することができる。	—
H25	実施	・平成24年度に作成した仕様に基づき、同報系防災無線と連携したメール配信システムを構築した。なお、配信する情報など詳細なシステムの設定については、関係各課と協議調整を実施し決定した。 また、平成26年2月1日から一般市民向け情報の配信の仮運用を開始した。	・広報で周知の上、平成26年2月1日から一般市民向けのメール配信サービスの仮運用を開始し、広く公共情報の提供を行っている。なお、提供する情報は災害情報、不審者情報、消費生活情報、イベント情報、議会情報など15項目が設置されている。また、同年3月末における登録ユーザ数は1,306人（延べ登録者数は6,477人）、メール配信は28件となっている。目的にあった情報を速く伝達することが可能となった。	—
H26	実施	・登録者数の増加を図るため、広報、ホームページ、イベント等において周知を図った。 ・15のカテゴリーを設定し各種情報の提供に努めた。	・各種の情報を要求に応じて提供することができた。 ・平成27年3月末における登録ユーザ数は2,010アドレス（延べ登録数は10,286件）、メール配信は297件であり、目的にあった情報を速く伝達することができた。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> ・毎号広報いわくらにQRコードを掲載し登録者の増加に努める。 ・他課と連携しイベント等の参加者に対し周知に努める。 ・登録ユーザー数を3%増加を図る。 			
H27	実施	・登録者数の増加を図るため、広報、ホームページ、イベント等において周知を図った。 ・15のカテゴリー（災害情報、不審者情報、消費生活情報、イベント情報、議会情報など）により各種情報の提供に努めた。	・各種の情報を迅速に提供することができた。 ・平成28年3月末における登録ユーザ数は2,618アドレス（延べ登録数は13,255件）、メール配信は343件であり、目的にあった情報を早く伝達することができた。	—

資料57ページ

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	◎	評価理由	平成26年2月より「ほっと情報メール」の配信を開始し、利用者があらかじめジャンルごとに選択した情報を迅速に配信することが可能になった。気象警報や地震情報はJ-ALERT（全国瞬時警報システム）と連動することにより、瞬時に配信が可能となった。イベントの開催案内や雨天等による中止の際にも情報を素早く伝達することができた。	今後の方針	登録者数の増加を図るため登録者数の目標数値を定め、利用者ニーズを把握しながら、より効果的な配信内容に努める。また、登録勧奨の効果的な周知方法について検討する。
----	---	------	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 32

行政経営プランの位置づけ	(2)より確かな市民協働の推進	③ 市民と行政の情報の共有
--------------	-----------------	---------------

取組業務	緊急メール登録者の拡大	所管課	学校教育課
------	-------------	-----	-------

取組内容	<p>・現在、市内各小中学校において、事前に登録している保護者等に対して不審者情報や学校からの急を要する連絡などを携帯電話等に緊急メールとして発信しているが、周知を図り更なる登録者の増員に努める。</p> <p>①学校のホームページ等でPRに努める。</p> <p>②発信する内容を検討し、必要とされる情報としていく。</p>		
------	---	--	--

効果見込	学校から緊急に伝えたい情報を迅速かつ正確により多くの保護者に対して発信することができる。		
------	--	--	--

	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	小:87% 中:74%	・従来は不審者情報が主であったが、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、発信する情報を見直した。	・小中学校共に、登録率は5%増加した。 平成22年度 小82% 中69% 平成23年度 小87% 中74%	—
H24	小:88% 中:77%	・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、保護者への周知を図った。	・登録率は小学校は7ポイント、中学校は5ポイント増加した。 平成23年度 小87%、中74% 平成24年度 小94% 中79%	—
H25	小:89% 中:80%	・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、保護者への周知を図った。	・登録率は小学校は4ポイント減少したが、中学校は4ポイント増加した。 平成24年度 小94% 中79% 平成25年度 小90% 中83%	—
H26	小:90% 中:82%	・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、未登録の保護者に対して保護者会等で声かけを行うなど周知を図った。	・登録率は小学校は5ポイント増加し、中学校は1ポイント増加した。 平成25年度 小90% 中83% 平成26年度 小95% 中84%	—

行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	・システムを独立させなければならない理由がなければ、ほっと情報メールと統合し、市民が情報を選択できるようにするのが望ましいと考える。	行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	・ほっと情報メールへの統合を前提とし、緊急メールとほっと情報メールのシステムの機能、費用等を比較・検討すること。
--------------------------	--	------------------------	--

H27計画	<p>・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。</p> <p>・システム契約期間(平成30年9月)終了までに、ほっと情報メールでの運用について費用面を含めて検討する。</p>		
-------	---	--	--

H27	小:91% 中:87%	・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、未登録の保護者に対して保護者会等で声かけを行うなど周知を図った。	・登録率は小学校は同率、中学校は3ポイント増加した。小学校、中学校共に目標値を達成することができた。 平成26年度 小95% 中84% 平成27年度 小95% 中87%	—
-----	----------------	--	--	---

資料58ページ

評価	◎	評価理由	・保護者に対して有効な情報配信サービスとするため、配信内容の検討を行い、不審者情報や学級閉鎖状況等、保護者が求める情報をリアルタイムで配信するように努めた。さらに、未登録の保護者に対し、効果的な周知を図り登録率の目標を達成することができた。	今後の方針	・小学校は学校により登録率に差が生じているため、配信内容や保護者への周知について引き続き研究する必要がある。 ・ほっと情報メールへの統合については、同一業者の学校専用メールシステムの採用について、費用面を含め、現行との比較検討を平成28年度より行う。
----	---	------	--	-------	--

凡例 ◎:取組業務について、目標を達成した。
○:取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
△:取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

33

行政経営プランの位置づけ		(2)より確かな市民協働の推進	③ 市民と行政の情報の共有	
取組業務	市議会における市民への情報発信		所管課	議会事務局
取組内容	①「市議会だより」のページ数の増、カラー化、市民の声、議会報告会の記録等を掲載し、市民に議会情報をわかりやすく、読みやすく、また議会を身近に感じてもらえるように紙面を工夫する。 ②ホームページを活用し、「市議会だより」より多くの情報を提供する。 ・各常任委員会の会議録の公表 ・行政視察の報告書			
効果見込	市民に議会を理解してもらう。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> 市議会だよりについて、今まで単色であった紙面を2色刷りとし、見やすくした。また、頁数を12頁から16頁とした。このことにより議案等に対する各議員の賛否、議会報告会の会議録等が新規に掲載された。 ホームページにおいて、本会議の録画中継を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 2色カラー印刷や題字の書式を変更したことで、以前より親しみやすい紙面となった。 「見やすくなった」という市民の声があった。 	—
H24	実施	<ul style="list-style-type: none"> 広報特別委員会の委員5人と職員2人が、愛知県町村議会広報研修会に参加し、議会だよりの紙面づくりを勉強した。 審議の結果だけでなく、質疑内容等を記載するよう「議会だより編集方針」を見直した。 表紙の写真を一般公募した。 ホームページには、議会基本条例の23年度実績に基づく検証結果、政務調査費の使途、委員会会議録を掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県町村議会広報研修会に参加し、議員共々勉強したことを今後の紙面づくりに生かすため、委員同士で協議し編集方針を改正できた。 表紙の写真を一般公募し、2件の応募があったが、採用できなかった。 ホームページに、議会基本条例の検証結果、政務調査費の使途、委員会会議録を掲載したことによりこれらの透明性を確保した。 	—
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月号から表紙をフルカラーとした。 引き続き表紙の写真を一般公募し、3件の応募があり、表紙としては2件採用した(1件は他のコーナーで使用)。 写真サークル団体には応募のお願いは、できなかった。 愛知県町村議会広報研修会に参加し、学習してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> フルカラー化したことにより、読者を惹きつける効果が増した。 写真を公募したことに対し応募があったことで、読者もただ読むだけではなく、紙面に加わりたいという意識があることがわかった。 研修会に参加し、タイトルのつけ方など目を惹く紙面づくりに気をつけるようになり、学習効果があった。 	—
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査等による、指標の設定ができなかった。 市民から提供いただいた写真の使用、表紙撮影に市民から協力いただくことができた。 愛知県町村議会広報研修会が開催されなかったこともあり、研修会等に参加できなかったが、議会広報特別委員会において、議員間で「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努め、広報づくりの研究を重ねた。 傍聴人の声を市議会だよりに掲載するための研究ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 指標が設定できていなかったこともあり、市民に議会を理解してもらうという実施効果の目標について、どの程度達成できたか効果を出せなかった。 市民の協力により、議会へ関心を持っていただくことができた。 議会だより表紙写真の提供を市民に呼びかけ、提供していただいた。 	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> 指標の設定が行えるように研究する。 引き続き、紙面づくりの充実に努めていく。 写真サークル団体に対し、応募のお願いをしていくことと、機会を設けて広く呼び掛けていく。 引き続き、愛知県町村議会広報研修会等に参加する機会があれば、研修会等に参加し、「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努め、広報づくりの研究を重ねる。 傍聴人の声を市議会だよりに掲載するための研究をしていく。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> 議会広報に関して先進自治体である大口町を視察し意見交換等を行った。 愛知県町村議会広報研修会に参加し知識・技術の向上を図った。 次年度の「市議会だより」のページ数増、フルカラーページの増を決定した。 写真サークル団体に応募依頼をできなかった。 傍聴人の声を市議会だよりに掲載することに関し議会広報委員会で議論を重ねた。 	<ul style="list-style-type: none"> 先進地視察や愛知県町村議会広報研修会に参加することで他自治体の議会広報と客観比較することができ、委員個々の意識が高くなり、より良い「市議会だより」を作成しようと議会広報委員会の活性化に繋がった。 議会の情報提供に関する指標設定が難しいことがわかった。 	—

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容である「市議会だより」のページ数の増については、行政経営プランに基づく取組開始前は12ページであったのが、平成28年度開始の時点で倍の24ページとすることができた。カラー化についてもカラーページの増など概ね取組内容を達成できた。 ・ホームページを活用した各常任委員会の会議録の公表を実施し、市民に向けた情報発信をより多く提供できた。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会を推進するため、研修会等に積極的に参加し、先進地の取組を学び活用していきたい。 ・未達成の行政視察の報告書公表等について実施していきたい。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 34

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立		① 歳入確保の強化	
取組業務	人口増加策と新たな企業の誘致による市税収入の増			所管課	秘書企画課（企画財政課） ・ 商工農政課
取組内容	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年国勢調査では本市の人口は減少に転じたが、その要因を分析し今後の課題を抽出するとともに、人口増加施策について調査研究を進めていく。 ・現在のところの施策案としては、ハード面として第4次総合計画、都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域を利活用することなどが挙げられ、ソフト面としては、まちの魅力を高め、住んで良かった、住み続けたいまちという目標に向かって次の事業などを行うことが想定される。 ・まちの魅力情報発信事業 ・これから岩倉市に転入して長期間住居する方に対する行政サービスの特典付加事業 ・空家情報と行政保有情報の有機的リンク事業 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、優良企業を誘致する。また、市内企業が市外へ転出することなく事業継続できるよう必要な施策を講じる。 				
効果見込	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加施策を展開することにより、本市が将来的にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎を築いていくことができる。 ・新たな企業誘致に努めることで、税収の増加につながる。 				
	目標 (人口増加策)	目標 (新たな企業の誘致)	実施内容	実施効果	効果額 (千円)
H23	検討	検討	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増加策については、今後の進め方について議論を重ねた。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度先端企業の誘致を積極的に進めている先進市の事例調査を行った。 ・将来的な機構改革を視野に入れつつ、庁内横断的なプロジェクトチームを企画財政課を中心として組織し、研究、検討を進めることを議論した。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出入などの統計データを分析することが必要であること、岩倉市の特徴や特性を生かした施策が必要であることが確認でき、次年度以降、実践に移すこととした。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題・問題点を探るための情報を得ることができた。 ・機構改革については、秘書課が所管しており、問題点を認識し、庁内全体の組織機構改革を含め平成24年度に組織機構検討委員会で議論することとした。 	—
H24	調査研究	検討	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による「政策創造研究塾」とともに、市民窓口課において、転入・転出・転居による異動者に対し、異動の要因等のアンケート調査、名古屋駅前、岩倉市の認知度調査を行った。さらに、転入出の統計データを分析した。 ・これらの政策創造研究塾の活動及び研究結果としての政策や事業を三役に提案した。 ・「政策創造研究塾」については、平成25年1月に、提案された事業を具体化するために業務としての組織「政策創造研究プロジェクトチーム」に再編され、引き続き、計4回の会議を開催し、詳細について協議した。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月にプロジェクトチームを設置し、4回の会議を開催し、産業活性化の制度について協議した。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市の知名度を上げるための方策の一つとして、ふるさと納税制度の見直しを中心に協議を進め、平成25年度中に、予算化し、事業を行う方向性が見い出された。 ・その他の提案された施策についても、順次具体化していく道筋が示された。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課を横断した共通認識を得ることができた。その上で、制度の概要を固め、庁内合意を得るまでの準備を整えた。 	—
H25	実施	実施	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとといわくら応援寄附金（ふるさと納税）制度の刷新について、政策創造研究プロジェクトで着実に検討を重ね、平成25年12月からクレジット決済の開始と市外の方からの1万円以上の寄附に対して、名古屋コーチンなどの特産品を配布することとし、制度の改正を行った。 ・人口増加策の一つとして、岩倉市ブランドを広告することを検討した。 ・市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和について、平成25年2月19日に愛知県条例に則り、井上町、北島町、野寄町、川井町において、都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域を指定した。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致策については、他自治体の状況を研究するにとどまった。 ・数社からの岩倉市への工場移転、市内での移転についての相談に対応したが、実現には至らなかった。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市のふるさと応援寄附金制度の内容が大きく新聞や雑誌等に掲載され、そのPR効果等により、平成25年12月からの実質4ヶ月間で、14百万円程度の寄附金を集めることができた。また、そのことにより、岩倉市のイメージアップに大きく寄与することができた。 ・市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和について、都市計画法第34条第11号による開発、建築許可申請が18件あった。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市町の検討、具体的な企業の相談を受け、支援策策定の参考とすることができた。 	12,866

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

H26	実施	実施	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から引き続き、ふるさといわくら応援寄附金制度を実施し、市外の方からの1万円以上の寄附に対して、名古屋コーチンなどの特産品を配布した。 若手職員から構成する政策創造研究プロジェクトについて、新たに副市長を政策アドバイザーに迎え、本市の人口増加策について検討を行った。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 他自治体の状況を研究するとともに、企業誘致プロジェクトを3回開催し、本市に適した企業誘致施策を検討した。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的なふるさと応援寄附金制度のブームにより、約4千万円の寄附金を集めることができ、市の貴重なまちづくりの資源とすることができた。また、そのことにより、本市のイメージアップに大きく寄与することができた。 政策創造研究プロジェクトにおいて、本市における政策課題の洗い出しを行うとともに、子育て世代の移住・定住を促すことを念頭に、「空き家・空き地(未利用地)利活用施策」を検討テーマに選定するとともに、具体的に空き家等実態調査などの施策について検討し提案を行うことができた。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致プロジェクトを開催することにより、課を横断した共通認識を得ることができた。 	23,831
-----	----	----	--	--	--------

行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致について、具体的な取組策を早急にまとめること。 本市は、市税収入のうち固定資産税が占める割合が高いということなので、さらに定住を進めるための取組みを強化すること。 	行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致について、具体的な取組策を早急にまとめること。 これまで以上に、定住を進めるための取組みを強化すること。
--------------------------	--	------------------------	---

H27計画	<p>平成27年度から、7名の職員に対し兼務辞令を発令し、広報・企業誘致・シティプロモーション・住宅施策の4つのまちづくり政策について、定期的に会議を開催することにより、課を横断した共通認識を持ち、それぞれの政策を融合的かつ積極的に進めていく。</p> <p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ふるさと応援寄附金制度を行い、本市のイメージアップを図っていく。 国の交付金を活用し、本市における現況や課題を把握・分析した上で、子育て世代の移住・定住を促すことができるような「人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」を今年度中に策定していく。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業誘致プロジェクトにて企業誘致施策を講じる。 			
-------	---	--	--	--

H27	実施	実施	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から引き続き、ふるさといわくら応援寄附金制度を実施し、市外の方からの1万円以上の寄附に対して、名古屋コーチンなどの特産品を配布した。 若手職員から構成する政策創造研究プロジェクトについて、副市長を政策アドバイザーに迎え、本市の人口増加策について検討を行った。 人口増加を念頭に総合的かつ効果的にまちづくりを進めるため、広報、企業誘致、シティプロモーション、住宅施策の担当課長及びグループ長に兼務辞令を発令し、定期的にまちづくり政策推進会議を開催し、検討を進めた。 「人口減少と地方創生」という側面から、人口減少時代と超高齢社会が本格化する中であっても、いつまでも持続的に発展する都市を形成することを目的として岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月に企業立地の促進等に関する条例を制定し、企業立地の奨励措置として、工場等新設奨励金及び工場等増設奨励金制度を設け、流通業をはじめ市外からの企業進出を促す施策を開始した。 川井町、野寄町における工業系土地利用方針について、企業庁の進出可否の地権者アンケートを実施、その後両地区で説明会を行い企業誘致に向けた検討を進めた。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと応援寄附金制度において、約2,100万円の寄附金を集めることができ、市の貴重なまちづくりの資源とするとともに、本市のイメージアップに大きく寄与することができた。 政策創造研究プロジェクトにおいて、子育て世代の移住・定住を促すことを念頭に、「住環境の向上」を検討テーマとし、具体的な事業について提案を行うことができた。 まちづくり政策推進会議により、シティプロモーションの推進に向けた取組の検討、工業用地の確保についての検討などを行い、次年度以降の取組につなげることができた。 岩倉市の人口動向の分析や長期的な人口推計を行うとともに、各種アンケート調査の実施により、様々な課題を把握し、市民参加による検討委員会において、効果的な施策について検討し、総合戦略に位置づけることができた。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等新設奨励金について、1件の申請があり、新たな企業立地の促進に繋がったことで、将来の税収増加に結びついた。 企業庁の開発に向けて、川井地区では地元推進委員会が設置され、企業庁進出による企業誘致に向けて準備を進めることができた。 	13,795
-----	----	----	--	--	--------

資料59～69ページ

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加策については、具体的な成果として、市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和を実施し、98戸の住宅が建設された。また、政策創造研究プロジェクト、まちづくり政策推進会議での検討、岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定などにより、今後進めるべき具体的な施策を示すことができた。 条例制定により市内企業の安定した事業継続と市外企業の進出等、企業立地の促進に繋がった。また、川井町、野寄町の地元との協議を進め、企業庁の開発による企業誘致に向けて準備を進めることができた。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた施策・事業を進め、人口増加につなげる。 引き続き、企業立地の奨励制度の周知に努め、活用を図っていく。また、企業庁の開発による企業誘致に向けて、権利者の意向を総合的に見極め、事業化の可能性を含め検討していく。
----	---	------	---	-------	--

効果額の内訳：ふるさといわくら応援寄附金による寄附金の額

凡例 ○：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 35

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	
取組業務	負担の公平性を保つための課税対象の把握（土地の現況調査及び家屋の全棟調査）		所管課	税務課
取組内容	<p>・土地の現況調査及び家屋の全棟調査について、計画的に市内全域を実施していく。 <年度ごとの取組内容> ・平成23年度 家屋の全棟調査について、市販の住宅地図に家屋調査表から住宅を落とし込んだ図を作成した。その結果、課税漏れは約360件、内、免税点（20万円）以上が約250件あり、23年度は約80件実施課税賦課をした。 ・平成24・25年度 免税点以上の課税漏れについて、2年間で課税賦課を終了する。 ・平成26・27年度 今後は調査漏れが激減すると思われるため、3年に一度評価替えに合わせて地図を作り直して全棟調査を毎年実施する。</p>			
効果見込	公平かつ適正な課税をすることが目的であり、その結果税収アップにつながる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	実施	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、720件の現地調査を実施した。 家屋の全棟調査を354件実施した。（調査物件の内容は、ほとんどが倉庫や物置など簡易な家屋が多く、床面積も小さく評価額も低くなっていて免税点以下が多い） 	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、150筆の地目修正で1,412千円を増収した。 家屋については、72件の課税で1,056千円を増収した。 	2,468
H24	実施	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、432件の現地調査を実施した。 家屋については、前年に図面上で調査をした354件のうち103件の現地調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、130筆の地目修正で1,619千円を増収となった。 家屋については、101件の課税で891千円を増収となった。 	2,510
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、763件の現地調査を実施した。 家屋については、全棟調査を72棟を実施した。これにより平成23年度の取組み内容としていた約250件全てを終了した。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、150筆の地目修正で2,000千円を増収となった。 家屋については、72棟の調査実施により482千円を増収となった。 	2,482
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、809件の現地調査を実施した。 家屋については、パート職員を雇用し、地番図・家屋位置図導入に伴う現況調査及び課税台帳突合作業を実施した。 <p>【作業結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税台帳と突合できた件数605件 滅失処理件数210件 不特定（非課税含む）1,715件 	<ul style="list-style-type: none"> 土地250筆の地目修正で1,284千円を増収となった。 	1,284
行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)	
H27計画	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、平成27年度評価替えに伴う見直し作業が終了したことにより、今後は課税台帳と現況の相違などが減ると思われるが、継続して現地調査を実施していく。 家屋については、地番図・家屋位置図導入に伴うエラーの不特定分1,715件の調査を実施する。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、657件の現地調査を実施した。 家屋については、地番図・家屋位置図導入に伴い、不特定であった1,715件の現況調査及び課税台帳突合作業を一部実施した。 <p>【作業結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税台帳と突合できた件数 1,275件 現地調査を実施した件数 116件 現地調査及び課税台帳突合作業未実施 324件 	<ul style="list-style-type: none"> 土地については、280筆の地目修正で1,863千円を増収となった。 家屋については、116件の調査実施により287千円を増収となった。 	2,150

効果額の内訳：土地及び家屋の調査に基づく課税の実施によるもの

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	○	評価理由	・地番図・家屋位置図導入に伴う、家屋の現地調査及び課税台帳突合作業が一部未実施であるが、土地における現況地目の正確な把握及び家屋の現地調査実施により税収アップとなった。	今後の方針	・一部未実施であった家屋の現況調査及び課税台帳突合作業を実施する。また、固定資産税の適正な課税を実施するため、平成28年度より、市販の住宅地図を作成している業者に、市内全域の土地・家屋の現況調査を委託し、地目の変更や家屋の滅失など固定資産の異動情報の提供を受ける。この結果をもとに職員が現況の確認を実施することで全筆・全棟調査の効率化を図る。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 36

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	
取組業務	コンビニエンスストア収納の実施		所管課	税務課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税に加え市税についてもコンビニエンスストア収納を実施する。 ・納期限の過ぎた税についても納付できるよう関連するシステムを改修する。 ・嘱託徴収員を1名減員とし、3名とする。 			
効果見込	納付場所にコンビニエンスストアが加わることで、24時間、1年中納付が可能となり、遠隔地へ転出した場合にもその場所で納付場所が確保でき、納税者の利便性が大幅に向上する。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(千円)
H23	検討	<ul style="list-style-type: none"> ・税関係システムの改修等コンビニエンスストア収納開始に向けた環境整備を行った。 ・全税目についてコンビニエンスストア収納を開始することについて、広報、ホームページで周知した。 	平成24年度当初から全市税のコンビニエンスストア収納を開始できる環境を整備できた。	—
H24	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税についてコンビニエンスストア収納を開始した。 ・納期限を過ぎた税(滞納繰越分を含む)についてもコンビニエンスストアで収納できる納付書を発行し、収納機会拡大に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税の8.24%、市県民税普通徴収分の17.50%、軽自動車税の36.17%がコンビニエンスストアで納付された。 ・国民健康保険税の18.09%がコンビニエンスストアで納付され、平成23年度に比べて6.18ポイント利用率が向上した。 	2,158 (計画値: 2,508)
H25	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・当初に送付する納税通知書以外に、納期限を過ぎた税(滞納繰越分を含む)についてもコンビニエンスストアで収納できる納付書を発行し、収納機会拡大に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税・都市計画税の6.30%、3,546件(前年比1.94ポイント、1,040件の減)、市県民税普通徴収分の20.71%、4,592件(前年比3.21ポイント、643件の増)、軽自動車税の41.57%、4,280件(前年比5.40ポイント、641件の増)、国民健康保険税の19.47%、11,782件(前年比1.38ポイント、1,172件の増)がコンビニエンスストアで納付された。 	2,158 (計画値: 2,508)
H26	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・10月15日号広報紙に「市税特集(5ページ)」を掲載し、市県民税、固定資産税、軽自動車税の課税の仕組みやコンビニエンスストア収納等を周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税の仕組み等を周知することにより、納税意識の向上を図ることができた。 ・コンビニエンスストアの収納実績は、26,698件(前年比+2,498件)と全体の17.8%を占め、利用率は順調に伸びている。 	2,158 (計画値: 2,508)
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙・ホームページを通じて、制度の周知に努める。 ・新たな収納方法について、費用対効果等を考慮し、研究する。 			
H27	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託徴収員を1名減員し、2名とした。 ・平成27年12月に、ホームページの税に関するページを全面的にリニューアルし、市県民税、固定資産税、軽自動車税の課税の仕組みやコンビニエンスストア収納等を周知した。 ・新たな収納方法について、先進自治体への調査や導入費用の検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアの収納実績は、28,905件(前年比+2,207件)と全体の19.9%を占め、利用率は順調に伸びている。 	4,316 (計画値: 2,508)

資料70ページ

効果額の内訳：嘱託徴収員1名の削減による人件費の減

評価	◎	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・全税目についてコンビニエンスストア収納を導入し、利用率も順調に伸びているため。 また、嘱託徴収員を4名から2名に減員したため。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストア収納を活用し、訪問徴収する収納体制から納税者自身が納付する収納体制へ移行を図る。
----	---	------	---	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 37

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	
取組業務	インターネット公売の実施		所管課	税務課
取組内容	・ 搜索の実施などにより差し押さえた動産等をインターネット公売の仕組みを利用して換価する。			
効果見込	差し押さえ財産の換価が効率的に進められることに加え、滞納整理に取り組む市の姿勢を広く周知することで、新たな滞納の発生を抑制する効果が見込まれる。			
	目標	実施内容	実施効果	効果額(十円)
H23	検討	・ インターネット公売を実施するため、滞納者宅の搜索に向けて準備を進めた。	・ インターネット公売実施の環境が整った。	—
H24	実施	・ 滞納者宅の搜索を実施したが、公売にかけるに足りる動産を発見できなかった。	・ 公売を実施できなかった。	—
H25	実施	・ 滞納者宅の搜索を実施したが、公売にかけるに足りる動産を発見できなかった。	・ 公売を実施できなかった。	—
H26	実施	・ 搜索を1件実施し、公売にかける動産(軽自動車)を差し押えたが、滞納者による滞納金の一部納付があったため、公売できなかった。	・ 公売の準備を進めたが、相手方から落札見込額を上回る額の納付があったため、公売を実施する必要がなくなった。	—
行政経営プラン推進委員会からの意見(H27.9)			行政改革推進本部からの指示事項(H27.9)	

H27計画	・ 搜索を実施することが適当な事案については、搜索を実施する。			
H27	実施	・ 滞納者宅等の搜索を3件実施し、2件の差押えを行い、22品の動産を押収した。 ・ 押収した動産のうち、換価が見込まれる時計や軽自動車など16品について、ヤフー株式会社が運用する官公庁オークションに出品し、すべての動産が落札された。	・ 落札額から、出品に至るまでの経費を差し引いた3,132,874円について、滞納者の税金に充当した。	3,132

資料71ページ

効果額の内訳：インターネット公売に出品し換価し、滞納者の税金に充当した額

評価	◎	評価理由	・ インターネット公売を実施し、換価したため。	今後の方針	・ 搜索の実施などにより差し押さえた動産等をインターネット公売の仕組みを利用して換価する。
----	---	------	-------------------------	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No.

38

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	① 歳入確保の強化	
取組業務	市税の収納率の向上		所管課	税務課
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期の納税催告を実施して新たな滞納の発生を抑制するとともに、財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付に応じない滞納者には、早期に滞納処分を実施する。 ・ また、市・県民税では法で定められている事業者には特別徴収を推進し、収納率向上に努める。 ・ 地方税滞納整理機構に参加していく。 			
効果見込	<p>市税は、平成22年度の県内平均収納率現年分98.7%、滞納繰越分20.8%を平成27年度時点で上回る。 国民健康保険税は、平成22年度の県平均収納率現年分91.0%、滞納繰越分県内収納率順位（平成21年度収納率が県内平均値に近い）10位14.96%を平成27年度時点で上回る。 滞納整理を推進するとともに、税務職員の徴収技術の向上を図ることができる。</p> <p>※22年度 市税（現年度分）の収納率 98.11% 市税（滞納繰越分）の収納率 19.08%、 国民健康保険税（現年度分）の収納率 87.42% 国民健康保険税（滞納繰越分）の収納率 12.42%</p>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	<p>【市税】 現年 98.25% 滞納繰越 19.50%</p> <p>【国保税】 現年 88.13% 滞納繰越 13.00%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納繰越分滞納者に対しては、給与、預金、売掛金、不動産等詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。また、調査の結果担税能力が認められない者等については、法の規定に基づき滞納処分の執行停止を行った。 ・ 地方税滞納整理機構に参加し、職員を派遣するとともに、高額滞納事案の引継ぎを行って重点的な滞納整理を行った。 ・ 地方税法の規定に該当する事業者を特別徴収義務者に指定して、普通徴収から特別徴収へ転換を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率は、市税が現年分98.31%（目標率98.25%に対し、0.06ポイント増）滞納繰越分20.82%（目標率19.50%に対し、1.32ポイント増）、国民健康保険税が現年分88.05%（目標率88.13%に対し、0.08ポイント減）、滞納繰越分14.78%（目標率13.00%に対し、1.78ポイント増）となった。 ・ 5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ6日間に152人で1,233件を訪問し、3,193千円を徴収した。 ・ 地方税滞納整理機構に115名99,632千円を引き継ぎ、40,586千円（収納率42.04%）を徴収した。 ・ 特別徴収の全実施を推進した結果、特別徴収の割合が69.12%となり、前年に比べて6.34ポイント上昇した。普通徴収分の収納率も前年度を上回ったことから、市県民税の収納率は、97.72%となり、前年度を0.63ポイント上回った。 	<p>【市税】 21,730 (計画値： 10,860)</p> <p>【国保税】 28,274 (計画値： 14,365)</p> <p>【合計】 50,004 (計画値： 25,225)</p>
H24	<p>【市税】 現年 98.40% 滞納繰越 19.90%</p> <p>【国保税】 現年 88.85% 滞納繰越 13.50%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行い、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。 ・ 平成23年度に引き続き地方税滞納整理機構に、職員を派遣して、高額滞納事案（133名147,779千円）を引き継いで重点的な滞納整理を行い、78,703千円（収納率45.5%）を徴収した。 ・ 平成23年度に引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、特別徴収の割合が76.56%となり、前年に比べて7.44ポイント上昇した。理解が得られず滞納する事業所に対して、調査予告や処分予告を行い、協力してもらえよう働きかけた。 ・ 5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ5日間に128人で1,243件を訪問し、1,430千円を徴収した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率は、市税が現年分98.36%（目標率98.40%に対し、0.04ポイント減）滞納繰越分23.25%（目標率19.90%に対し、3.35ポイント増）、国民健康保険税が現年分89.03%（目標率88.85%に対し、0.18ポイント増）、滞納繰越分16.72%（目標率13.50%に対し、3.22ポイント増）となった。 	<p>【市税】 4,145 (計画値： 3,598)</p> <p>【国保税】 22,333 (計画値： 7,990)</p> <p>【合計】 26,478 (計画値： 11,588)</p>
H25	<p>【市税】 現年 98.50% 滞納繰越 20.30%</p> <p>【国保税】 現年 89.56% 滞納繰越 14.00%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。 ・ 平成23年度より引き続き地方税滞納整理機構に、職員を派遣して、高額滞納事案（102名 97,853千円）を引き継いで重点的な滞納整理を行い、62,407千円（収納率64.8%）を徴収した。 ・ 平成23年度より引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、給与所得者数に占める特別徴収による納税義務者数の割合は85.16%となっており、前年に比べて0.61ポイント上昇している。理解が得られず滞納する事業所に対して、調査予告や処分予告を行い、それでも納付のない事業所については差し押さえも実施した。 ・ 5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ5日間に130人で1,188件を訪問し、2,231千円を徴収した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度の収納率は、市税が現年分98.71%（目標率98.50%に対し、0.21ポイント増）滞納繰越分22.31%（目標率20.30%に対し、2.01ポイント増）、国民健康保険税が現年分89.33%（目標率89.56%に対し、0.23ポイント減）、滞納繰越分17.66%（目標率14.00%に対し、3.66ポイント増）となった。 	<p>【市税】 9,689 (計画値： 1,098)</p> <p>【国保税】 4,561 (計画値： 6,972)</p> <p>【合計】 14,250 (計画値： 8,070)</p>

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

<p>H26</p>	<p>【市税】 現年 98.60% 滞納繰越 20.60%</p> <p>【国保税】 現年 90.28% 滞納繰越 14.50%</p>	<p>・滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差し押さえを行って強制徴収を行った。 ・平成23年度より引き続き、地方税滞納整理機構に職員を派遣して、高額滞納事案(104名 83,117千円)を引継いで重点的な滞納整理を行い、46,036千円(収納率54.7%)を徴収した。 ・特別徴収義務者の指定推進に取り組み、協力を拒む滞納事業所5社に対し、差し押さえ(2,042千円)を実施した。 ・平成26年度より一斉徴収を廃止し、現年度の国民健康保険税を中心に、月1回の夜間電話催告を実施した。6月～12月の実績は3,626千円で、平成25年12月・平成26年5月に実施した一斉徴収の実績(2,405千円)を上回った。</p>	<p>平成26年度の収納率 ・市税/現年分 98.82% (目標率98.60%に対し、0.22ポイント増) ・市税/滞納繰越分 20.88% (目標率20.60%に対し、0.28ポイント増) ・国民健康保険税/現年分 90.66% (目標率90.28%に対し、0.38ポイント増) ・国民健康保険税/滞納繰越分18.83% (目標率14.50%に対し、4.33ポイント増)</p>	<p>【市税】 0 (計画値： 1,626)</p> <p>【国保税】 19,120 (計画値： 6,373)</p> <p>【合計】 19,120 (計画値： 7,999)</p>
<p>行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)</p>		<p>行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)</p>		

<p>H27計画</p>	<p>・滞納繰越分滞納者に対して詳細な財産調査を行い、自主的に納付がない者について差押えを行う。 ・地方税滞納整理機構に引き続き職員を派遣して、高額滞納事案を引継いで重点的な滞納整理を行う。 ・特別徴収義務者の指定推進を図り、滞納事業所に対して、差押えを行うなど滞納整理の推進を図る。 ・現年度の初期滞納者の早期対応の取組として、月1回電話催告を行う。督促状を送付しても未納となっている現年分のみの滞納者を対象とする。 ・これまで十分に対応できていない外国人滞納者に対し、外国人通訳を臨時職員として雇用し、滞納額の縮減に取り組む。</p>			
<p>H27</p>	<p>【市税】 現年 98.70% 滞納繰越 20.80%</p> <p>【国保税】 現年 91.00% 滞納繰越 15.00%</p>	<p>・滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差押えを行って強制徴収を行った。 ・平成23年度から引き続き、地方税滞納整理機構に職員を派遣して、高額滞納事案(102名 75,555千円)を引継いで重点的な滞納整理を行い、61,665千円(収納率81.6%)を徴収した。 ・特別徴収義務者の指定推進に取り組み、協力を拒む滞納事業所3社に対し、差押え(1,154千円)を実施した。 ・現年度の国民健康保険税を中心に、月1回の夜間電話催告を実施し、6,362千円を徴収した。 ・ポルトガル語が話せる通訳を臨時職員として雇用し、外国人滞納者の滞納額の縮減に取り組んだ。</p>	<p>平成27年度の収納率 ・市税/現年分 99.07% (目標率98.70%に対し、0.37ポイント増) ・市税/滞納繰越分 23.97% (目標率20.80%に対し、3.17ポイント増) ・国民健康保険税/現年分 90.97% (目標率91.00%に対し、0.03ポイント減) ・国民健康保険税/滞納繰越分23.42% (目標率15.00%に対し、8.42ポイント増)</p>	<p>【市税】 11,316 (計画値： 1,977)</p> <p>【国保税】 19,891 (計画値： 5,732)</p> <p>【合計】 31,207 (計画値： 7,709)</p>

資料72ページ

(内訳) 平成22年度調定額(市税：現年度分6,226,858,490円、滞納繰越分540,469,764円、国民健康保険税：現年度分1,340,087,700円、滞納繰越分841,620,743円)を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額

<p>評価</p>	<p>○</p>	<p>評価理由 ・国民健康保険税の現年分91.00%の目標率は達成できなかったが、その他の項目については目標率を達成することができた。</p>	<p>今後の方針</p>	<p>・市税の新たな収納方法について検討するなど、納税機会の拡大に努める。 ・新たな滞納者を抑制するために、現年滞納者への早期対策を行うとともに、担税能力がありながら納付に応じない滞納者には、財産の差押えを執行し、インターネット公売等により効率的な換価を行う。</p>
-----------	----------	---	--------------	--

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
△：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 39

行政経営プランの位置づけ		(3) 持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化	
取組業務	介護保険料の収納率の向上		所管課	長寿介護課（介護福祉課）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 ・ 年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。 ・ 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 ・ 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 			
効果見込	<p>現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。</p> <p>収納率目標（現年分）</p> <p>23年度 99.00%</p> <p>24年度 99.05%</p> <p>25年度 99.10%</p> <p>26年度 99.15%</p> <p>27年度 99.20%</p> <p>※22年度：99.00%、過去11年間の平均は98.61%</p>			
	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	99% (介護保険料の目標率)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月の10日間と10月の15日間に一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。 ・ 4月23日（土）と10月23日（日）には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払いをしないものには給付制限を説明した。 ・ 4月の実績：訪問件数152件、面談件数74件、納付件数24件 ・ 10月の実績：訪問件数170件、面談件数91件、納付件数24件 ・ 分納誓約を求めるケースはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度の収納率は、99.14%（目標率99.00%に対し、0.14ポイント増）となった。 ・ 4月の一斉徴収期間中に161,000円、10月の同期間に189,700円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	584 (計画値：0)
H24	99.05% (介護保険料の目標率)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月と10月の各2週間、一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。 ・ 4月と10月には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払をしないものには給付制限を説明した。 ・ 4月の実績：訪問件数108件、面談件数49件、納付件数15件。 ・ 10月の実績：訪問件数122件、面談件数51件、納付件数14件 ・ 分納誓約を求めるケースはなかった。 ・ 4月の一斉徴収期間中に146,900円、10月の同期間に112,600円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度の収納率は98.99%（目標率99.05%に対し0.06ポイント減となった。 	0 (計画値：209)
H25	99.10% (介護保険料の目標率)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月と10月の各2週間、一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。 ・ このうち、4月20日と10月20日には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払いをされない方には給付制限を説明した。 ・ 4月の実績：訪問件数135件、面談件数61件、納付件数15件。 ・ 10月の実績：訪問件数87件、面談件数44件、納付件数16件 ・ 分納誓約を求めるケースはなかった。 ・ 滞納による給付制限実施対象者は、平成26年4月現在で給付減額が1件。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度の収納率は98.98%であり、目標率99.10%に対し、0.12ポイント減となった。 ・ 4月の一斉徴収期間中に142,600円、10月の同期間に127,200円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	0 (計画値：209)
H26	99.15% (介護保険料の目標率) 90.70% (介護保険料（普通徴収）の目標率)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月と10月の各2週間、一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。 ・ 4月19日（土）と10月19日（日）には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。滞納が続く場合による給付制限の説明をした。 ・ 4月の実績：訪問件数94件、面談件数38件、納付件数9件。 ・ 10月の実績：訪問件数91件、面談件数42件、納付件数14件 ・ 分納誓約を求めるケースはなかった。 ・ 滞納による給付制限実施対象者は、平成27年4月現在で給付減額が3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度の特別徴収と普通徴収の合計での収納率は99.04%であり、目標率99.15%に対し、0.11ポイント減となった。また、普通徴収のみの収納率では、90.62%であり、目標率90.70%に対し、0.08ポイント減となった。 ・ 4月の一斉徴収期間中に66,100円、10月の同期間に140,900円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	0 (計画値：209)

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)		行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)
---------------------------	--	-------------------------

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> 文書による每期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。また、一斉徴収の翌月に、面談できなかった人へ再度電話催促を実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。
-------	---

H27	99.20% (介護保険料の目標率) 90.72% (介護保険料(普通徴収)の目標率)	<ul style="list-style-type: none"> 4月と10月の各2週間、一斉徴収期間として、日中及び夜間徴収を実施した。 4月18日(土)と10月18日(日)に長寿介護課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。滞納が続く場合による給付制限の説明をした。 4月の実績：訪問件数99件、面談件数39件、納付件数9件 10月の実績：訪問件数105件、面談件数53件、納付件数22件 分納誓約を求めるケースはなかった。 滞納による給付制限実施対象者は、平成28年3月現在で給付減額が1件 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度の特別徴収と普通徴収の合計での収納率は、98.95%であり、目標率99.20%に対し、0.25ポイント減となった。また、普通徴収のみの収納率では、88.69%であり、目標率90.72%に対し、2.03ポイント減となった。 4月の一斉徴収期間中に72,700円、10月の同期間に169,400円を徴収した。 	0 (計画値：209)
-----	--	---	---	----------------

資料72ページ

効果額の内訳：平成22年度調定額(417,136,100円)を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額

評価	○	評価理由	<ul style="list-style-type: none"> 一斉徴収期間を設け、戸別訪問及び電話催促をすることで、滞納者と接触する機会ができ保険料徴収や滞納抑制につながった。 滞納者への未納額のお知らせの通知や戸別訪問等を実施しているが、1度も会うことができない状態の滞納者もいる。 滞納者の中には、現年度分のほか過年度分の滞納がある人も多く、原則、過年度分の滞納保険料からの納付であるため、現年度分の収納率が目標に達しなかった。 	今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> 1度も接触ができていない滞納者に対し、引き続き接触を試みるとともにアプローチの仕方について、今後検討する必要がある。
----	---	------	---	-------	--

凡例 ○：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

No. 40

行政経営プランの位置づけ	(3) 持続可能な財政基盤の確立	①歳入確保の強化
--------------	------------------	----------

取組業務	保育料の収納率の向上	所管課	子育て支援課（児童家庭課）
------	------------	-----	---------------

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・園児在園中に保育料が納付されるように、子育て支援課、保育園が連携して滞納者の状況を把握し、説明、督促を実施する。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 ・在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 		
------	--	--	--

効果見込	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率目標（現年分） 23年度：99.95% 24年度：99.95% 25年度：99.95% 26年度：99.95% 27年度：99.95% ※22年度実績：99.94% 		
------	--	--	--

	目標	実施内容	実施効果	効果額（千円）
H23	99.95%	<ul style="list-style-type: none"> ・園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求めた。 ・在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の収納率は、99.84%（目標率99.95%に対し、0.11ポイント減）となった。 ・一斉徴収は、平成23年12月と平成24年5月に実施し、平成23年12月は、13件177,790円の実績、平成24年5月は11件176,850円の実績があった。 ・分納誓約書は5人から得た。 	0 (計画値：13)
H24	99.95%	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求めた。 ・在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 ・在園児と卒園児に係る現年分の一斉徴収を12月と平成25年5月の年2回実施し、12月は8件119,390円、平成25年5月は12件262,100円の実績があった。 ・分納誓約書は1人から得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度の収納率 99.96%（目標率99.95%に対し0.01ポイント増）となった。 	26 (計画値：0)
H25	99.95%	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 ・在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の収納率は99.91%（目標率99.95%に対し、0.04ポイント減）となった。 ・一斉徴収は12月14日と平成26年5月17日に実施し、12月14日は10件 223,350円、平成26年5月17日は15件 270,450円の実績があった。 ・分納の約束は1人から得た。 	0 (計画値：0)
H26	99.95%	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 ・在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、岩倉市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例等を制定した。利用者負担額は、国の考え方に概ね合わせて、できる限り従来と変わらないような料金設定とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度の収納率は99.85%（目標率99.95%に対し、0.1ポイント減）となった。 ・一斉徴収は12月13日と平成27年5月23日に実施し、12月13日は12件 230,050円、平成27年5月23日は24件 340,700 円の実績があった。 ・分納の約束は3人から得た。 	0 (計画値：0)

行政経営プラン推進委員会からの意見 (H27.9)	行政改革推進本部からの指示事項 (H27.9)
---------------------------	-------------------------

H27計画	<ul style="list-style-type: none"> ・在園中に保育料が納付されるように、未納者の状況把握と保護者への説明を徹底し、自主納付を促す。 ・滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 ・在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 		
-------	--	--	--

H27	99.95%	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の在園中に保育料が納付されるように子育て支援課、保育園が連携して滞納者へ説明し、督促を実施した。 ・在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の収納率は99.78%（目標率99.95%に対し、0.17ポイント減）となった。 ・一斉徴収は12月と平成28年5月に実施し、12月は6件 72,100円、平成28年5月は13件234,200円の実績があった。 ・分納の約束は3人から得た。 	(計画値：0)
-----	--------	---	---	---------

資料72ページ

効果額の内訳：平成22年度調定額（130,743,690円）を基準とし、目標収納率が達成された場合に増収する額（単位：千円）

岩倉市行政経営プラン行動計画の計画期間(H23～H27)における総括

評価	○	評価理由	・保育園と連携し保護者へ説明、督促を行い、一斉徴収を定期的に行った。収納率目標とする99.95%を達成できない年度があった。	今後の方針	・引き続き、収納率の向上を目標として、保育園と連携し、徴収方法を改善していく。
----	---	------	--	-------	---

凡例 ◎：取組業務について、目標を達成した。
 ○：取組業務の一部が未達成または修正して実施した。
 △：取組業務が未着手又は大幅に目標を修正して実施した。